

4 総防管第603号
令和4年5月20日

関係団体各位

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

5月23日以降の取組について

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

3月21日の重点措置終了以降、病床使用率・重症病床使用率が大幅に減少するなど、医療の逼迫状況は改善するとともに、新規陽性者数も下降傾向にあります。また、懸念されていたゴールデンウィーク後の感染拡大も見られませんでした。

こうした状況を踏まえ、都は、5月20日開催の東京都新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）において、5月22日をもって「リバウンド警戒期間」を終了することとし、5月23日以降の取組を別紙のとおり決定いたしました。

その概要は、①都民向けに、こまめな換気を行うことや、混雑している場所や時間を避けて3密を回避することなど基本的な感染防止対策の徹底、早めのワクチン接種や検査など感染を拡げないための行動について協力を依頼、②認証を受けた飲食店等については、認証基準を適切に遵守して営業すれば、人数制限等の協力依頼は行わず、認証を受けていない飲食店等については、引き続き同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とすること、酒類の提供・持込を21時までとすることについて協力を依頼、③イベントについては、人数上限や収容率等の規模要件に沿った開催を要請し、感染防止安全計画の策定によって規模要件を緩和しています。

なお、取扱いに変更がある場合は、対策本部における決定後、改めてお知らせいたします。

皆様におかれましては、すでに感染拡大防止のための取組を推進していただいているところでございますが、より一層の御協力を賜りますとともに、関係者の皆様への周知等につきまして、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

なお、都は、皆様からの問合せに対応するコールセンター「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター（電話：03-5388-0567）」を設置しております。併せまして、関係者の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【送付資料】

令和4年5月20日付け「5月23日以降の取組」

【参考資料】

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年3月17日変更）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_040317.pdf

※以上の他、「東京都緊急事態措置等に関する資料送付の方法について」を同封しておりますので、併せて御確認のほど、よろしくお願いいたします。